

平成21年4月25日発行

会報 行政むろらん

発行者 高橋國夫

編集責任者
甲田啓一

委員 高橋正彦

No.130 発行所 北海道行政書士会室蘭支部



北海道行政書士会室蘭支部

高橋國夫行政書士事務所内 〒051-0022 室蘭市海岸町3丁目3番6号
TEL 0143-23-3207 FAX 0143-23-3263

入会致しました (入会順)

ひらち ひろゆき

◎ 平地博之会員 平成21年 1月 1日 入会
室蘭市八丁平1丁目34番1号
(0143) 44-2058

このたび1月1日付で登録されました平地博之と申します。室蘭支部の皆様よろしくお願いたします。おととしの行政書士試験に合格してから一念発起いたしまして事務所の開業を決断いたしました。まだ前職とのかけもちでやっている状態で事務所を開業してからは、諸先輩にはアドバイスをいただいたりといろいろとお世話になりました。この文面をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

特に、高橋支部長には、なにかことある事に相談にのっていただき大変感謝しております。本当にありがとうございます。

又、バイクの登録の手続きの依頼があったとき、土井先生にはいろいろと教えていただき大変お世話になりました。おかげさまで無事仕事も完了し、後日また所有権変更の手続きの仕事も頼まれました。

まだまだ、仕事のイロハもわからない状態での事務所運営をしているため皆様には、大変迷惑をかけ続けている毎日ですが、なんとか一人前になり皆様のお荷物にならないように努力していきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いたします。

ごとう たかし

◎ 後藤 隆 会員 平成21年 2月 1日 入会
虻田郡洞爺湖町高砂町41番地2
(0142) 76-3538

新任行政書士の後藤です。虻田商業高校卒業、昭和42年商工会就職経営指導員を夢見ておりましたが、昭和43年に現在の洞爺湖町役場に奉職。平成20年12月退職まで地方公務員を経験。「全体の奉仕者」であることを信念に取り組んできました。

約41年間、各部署を経験させていただき、この実績を生かし、この間お世話になった多くの住民さんのために微力ではありますが、お手伝い出来ればと思っております。

これからは、申請・届出を受理・証明・許可していた業務から提出する立場になり戸惑いも多少あります。

これからの行政書士の活動にあたっては、「相手の立場になって考える」ことを大切にしていきたいと考えております。

室蘭支部の諸先輩の方々のご指導宜しくお願いたします。

理事会の活動

平成21年 3月 9日 午後5時30分 中小企業センター（理事会）
平成21年 4月24日 午後5時30分 中小企業センター（理事会）

本会の動き

平成21年 1月30日 賀詞交歓会 於 ホテルポールスター札幌
高橋支部長、土井理事、大谷理事、田中会員の4名が参加しました。
平成21年 2月14日 行政書士登録及び業務内容説明会

支部の動き

平成21年 1月16日 支部新年会（表紙に写真掲載）
平成21年 3月23日 研修会
新経審のデータ比較・許可申請書式の変更点
講師 ワイズ公共データシステム株式会社
代表取締役 藤井正紀様
平成21年 4月17日 札幌土地家屋調査士会室蘭支部総会に
大谷理事出席
新支部長に梅林伸充氏が選出された

今後の予定

平成21年 4月23日 札幌司法書士会室蘭支部総会（三浦理事出席）
平成21年 4月25日 北海道行政書士会日高支部総会（支部長出席）
平成21年 5月13日 苫小牧支部総会（支部長出席）
平成21年 5月14日 室蘭支部総会（詳細は別紙にて）
平成21年 5月22日 北海道行政書士会 第50回定時総会

定額小為替の額面種類追加のお知らせ

平成21年3月2日から、さらに5種類の額面の定額小為替が発行されました。
新たに発行される額面の種類は次の通りです。

150円 250円 350円 450円 750円 です。

（すでに発行されているもの）

50円 100円 200円 300円 400円 500円 1000円
尚、料金は今回追加されたものを含め、額面に問わず1枚につき100円です。

【お問い合わせ先】 ゆうちょコールセンター 0120-108420

戸籍謄抄本・住民票の写し等の被交付請求者に対する本人通知制度について

大阪府大阪狭山市をはじめとする大阪府の一部市町村で、戸籍謄抄本・住民票の写し等（以下「戸籍謄抄本等」という。）を被交付請求者以外の者が請求した場合に、市町村が通知を希望する被交付請求者（事前登録者）に交付請求の事実を知らせる制度が平成21年度より導入されるとの情報を得ました。

本制度の概要を理解するとともに、あらためて職務上請求書の適正使用を徹底されますようお願いいたします。

【制度の概要】

1. 趣旨：通知を希望する被交付請求者（事前登録者）に戸籍謄抄本等の交付請求の事実を知らせることにより不正請求を早期発見し、また不正請求を抑止する
2. 導入自治体：大阪府大阪狭山市や岬町など、大阪府内の5-10の市町村（平成21年度6月頃から導入予定）

3. 通知の対象者：事前に本人通知の登録申請のあった個人

※全員を対象とするものではない

4. 対象とする証明書類の種別：戸籍・除籍・原戸籍の謄抄本、附票・除附票の謄抄本、住民票・除票の全部又は一部

5. 対象とする交付請求の種別：代理人請求、第三者請求（特定事務受任者からの請求（職務上請求）を含む）

※本人等請求、公用請求を除く全ての請求

6. 通知の時期：戸籍謄抄本等の請求があり、その写しの送付後

※不正請求と判明した場合に限られない

7. 通知する情報：交付日、交付した証明書類の種別、交付請求の種別、交付枚数

あとがき

5月21日から裁判員制度が始まります。札幌地方裁判所室蘭支部にて、裁判員セミナーが開催されます。日時は同じく5月21日午後6時から午後7時30分で無料です。（要予約；0143-44-6733）興味のある方はいかがでしょうか？

編集責任者
委員

甲 田 啓 一 TEL. 0143-84-4839
高 橋 正 彦 TEL. 0142-23-3227